

坂出市障害者チャレンジショップ設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者就労支援事業所等の製作する物品等を販売する、障害者チャレンジショップを坂出市役所本庁舎本館1階市民ロビーに設置し運営する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、坂出市役所本庁舎本館1階市民ロビーに販売場所を確保することにより、市内の障害者就労支援事業所等の販売活動を促進するほか、これらの事業所の活動を市民に広く知らせることを通じて、事業所を利用する障害者の工賃水準の向上を図ることを目的とする。

(適正な運営)

第3条 販売にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、坂出市庁舎等管理規則（昭和46年規則第15号）その他関係法令等の定めるところに従い、本庁舎を適正に使用するとともに、適正な販売行為を行わなければならない。

(対象事業所)

第4条 出店の対象となる事業所等（以下、「対象事業所」という。）の範囲は、次に掲げる事業所等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う施設
- (2) 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設
- (3) 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター

(出店条件)

第5条 出店場所は本庁舎1階市民ロビー内の障害者チャレンジショップ設置区画とする。

- 2 出店場所の使用は1日単位とし、平日9時30分から午後3時30分までの間に搬入等の準備および搬入物の片付けを行う。
- 3 開店時刻および閉店時刻は、午前10時から午後3時までの間で、いずれも出店者が任意で設定できるものとする。
- 4 販売商品の範囲は、対象事業所が製作する物品に限るものとし、各事業所間の販売業務の受託を妨げない。

- 5 販売員には出店者の事業所職員 1 人以上を必ず配置しなければならない。
また、可能な限り事業所利用者である市内在住の施設利用者 1 人以上を伴って販売活動を行うよう努めるものとする。
- 6 出店者は、販売にあたっては商品管理等に責任を持ち、開店時刻から閉店時刻までの間の接客に誠実に対応しなければならない。
- 7 販売に伴い発生した廃棄物は、出店者が持ち帰って処分しなければならない。
- 8 出店者は売上額を市に報告することとし、効果的な出店方法の工夫等に資するため、市は他の対象事業所に対してこれらの情報提供を行うことができるものとする。

(出店手続)

第 6 条 出店希望者は、希望する月の前月 20 日（その日が休日の場合は次の開庁日）までに、出店希望書（様式第 1 号）を市に提出する。ただし、次の月以降も継続的に出店を希望する場合はこの限りではない。

- 2 市は希望を踏まえて日程調整を行い、出店決定通知書（様式第 2 号）により、その旨を当該出店希望者に通知するものとする。
- 3 出店者は、出店した月の翌月 5 日（その日が休日の場合は次の開庁日）までに、売上等報告書（様式第 3 号）を市に提出する。
- 4 事業所が市に提出する書類については、ふくし課が受付を行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市の判断に従うものとする。

付 則

この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。